

東京都私立幼稚園PTA連合会会則

(名称)

第1条 この会は、東京都私立幼稚園PTA連合会（略称「都私幼P連」）という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を東京都千代田区九段北4-2-25私学会館内東京都私立幼稚園連合会におく。

(目的)

第3条 この会は、加盟団体相互の提携協力により私立幼稚園の教育の振興を図るとともに、相互の研修を深め、もって幼児の幸福増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 私立幼稚園教育の振興に関する事業
- (2) 研修に関する事業
- (3) 幼児の幸福増進に関する事業
- (4) 加盟団体相互の提携協力に関する事業
- (5) その他前条に掲げる目的に関連する一切の事業

(組織)

第5条 この会は、都内の各地区で組織されている私立幼稚園のPTA、母の会、保護者会等の団体（以下「各団体」という）をもって組織する。

2 この会に総務、研修、振興、広報の4部門をおく。

3 この会は、全日本私立幼稚園PTA連合会に加盟する。

(委員)

第6条 この会は、委員をおく。

2 委員は各団体から保護者（以下「P」という。）側、園（以下「T」という。）側各1名選出される。ただし、13園を超える地区は、各2名とすることができる。

3 委員は、委員総会に出席し、この会の組織・運営に関するすべての事項を審議、決定する。

4 委員の任期は、1年とし、重任を妨げない。

(委員総会)

第7条 この会は、年1回以上の委員総会を開く。

2 委員総会は、会長が招集する。ただし、委員総数の5分の1以上の署名をもって総会開催の要求のあるときには、会長は総会を招集しなければならない。

3 委員総会は、委員総数の3分の1以上の出席で成立し、議決は、出席委員の過半数の同意をもって成立する。

(役員・役員会・会長)

第8条 この会は、役員をおく。

- 2 役員は、会長1名、副会長10名以内、会計2名、監事2名、書記2名からなる役員並びに若干名の都私幼連選出P連担当理事で構成される。
- 3 役員は、総務、研修、振興及び広報の4部門を分掌するとともに、会務全般の運営に当たる。
- 4 副会長は、P6名以内及びT4名以内からなる。会計及び監事は、各P1名及びT1名からなる。書記は、P2名とする。
- 5 役員は、委員総会において出席委員の過半数の賛成で選任され、解任される。ただし、役員候補者の推薦方法は別に定める。
- 6 役員の任期は1年とし、重任を妨げない。

第9条 役員会は、会長の招集のもとに随時開く。

- 2 役員会は、委員総会の委嘱により会務、事業の企画・運営上必要ある事項につき協議執行する。ただし、執行内容について委員総会の承認を得るものとする。

第10条 会長は、この会を代表する。会長事故ある時は、副会長がこれを代行する。

(顧問・名誉顧問)

第11条 この会に顧問及び名誉顧問をおくことができる。

- 2 顧問及び名誉顧問は、役員会の推薦により委員総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問及び名誉顧問は、役員会の求めにより会務に参加できる。

(経費)

第12条 この会の経費は、加盟団体の分担金、寄附金その他の収入をもってあてる。

- 2 加盟各団体の分担金の額及び納入期日は、役員会が提案し、委員総会が承認する。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日をもって終わる。

(慶弔及び交通費)

第14条 慶弔及び交通費に関する規程は別に定める。

(会則の変更)

第15条 この会則の変更は、役員会が提案し、委員総会が承認する。

附 則

この会則は、平成4年9月29日よりこれを実施する。

付 則 (改正)

この会則は、平成5年6月15日よりこれを実施する。

この会則は、平成7年6月13日よりこれを実施する。